



# 鳥取県公報

平成13年 7月 6日(金)  
第 7 2 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (417) (税務課) ..... 1
	鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画 (418) (畜産課) ..... 1
調達公告	一般競争入札の実施 (管財課) ..... 2
	公募型指名競争入札の実施 (3件) ( " ) ..... 5
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 12

## 告 示

### 鳥取県告示第417号

平成12年鳥取県告示第455号 (課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について) の一部を次のように改正する。

平成13年 7月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

### 鳥取県告示第418号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年法律第182号) 第2条の3第1項の規定に基づき、平成22年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その計画書は、鳥取県総務部県民室、農林水産部畜産課、日野総合事務所県民局及び農林局、中部県民局、西部県民局並びに地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画 (平成8年鳥取県告示第776号) は、廃止する。

平成13年 7月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県警察本部庁舎新築（建築主体）工事

(2) 工 事 場 所 鳥取市東町一丁目

(3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、鳥取県職員会館（鉄筋コンクリート造地上2階、地下1階、延べ床面積2,088平方メートル）の解体を行うとともに、鳥取県警察本部庁舎新築工事の建築工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び植栽工事並びに各システム工事（通信指令システム、交通管制システム、情報管理システム等）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事対象建物規模

ア 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階、塔屋1階

イ 面 積 建築面積 2,229㎡

延べ床面積 13,488㎡

(5) 工 期 平成13年10月から平成15年12月25日まで

(6) 予 定 価 格 3,760,270,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、3名により自主的に結成されたものであること。

イ 共同企業体の代表者が、最も大きな施工能力を有する者であること。

ウ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成13年鳥取県告示第211号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般建築工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成13年8月22日（水）までに有する見込みがあること。

エ 平成13年7月6日（金）から同年8月22日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でない

こと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下「経営事項審査」という。）の結果における建築一式工事の総合評点が、1,200点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完了し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が7,000平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が、900点以上であること。

イ 建築士法第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当 電話0857 - 26 - 7014

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成13年7月6日（金）から同月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

(3) 設計図書の入手方法

3に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年8月22日(水)午後1時30分。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月21日(火)午後5時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂(本庁舎1階)

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 消費税等に係る届出

入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

8 契約担当部局

3に同じ。

## 9 その他

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

## (3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## (4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は行わない。

## (5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

## 10 Summary

## (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Tottoriken keisatsuhonbu chousha

## (2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 4:00PM 19, July, 2001

## (3) The date and time for the submission of tenders : 1:30PM 22, August, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00PM 21, August, 2001)

## (4) A contact point where tender documents are available : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-city 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7014

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

## (1) 工 事 名 鳥取県警察本部庁舎新築（電気設備）工事

## (2) 工 事 場 所 鳥取市東町一丁目

## (3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、鳥取県警察本部庁舎新築工事の電気設備工事（鳥取県職員会館の解体に伴う既設電気設備の改修工事を含む。）を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、衛生設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び植栽工事並びに各システム工事（通信指令システム、交通管制システム、情報管理システム等）と協調を図り実施する必要がある。

## (4) 工事の詳細

次に掲げる設備を設置する。

ア 電 灯 設 備 一般電灯設備、非常照明設備及びコンセント設備

イ 動 力 設 備 一般動力設備及び非常動力設備

ウ 受変電設備 配電盤形式（3相3線6.6KV設備容量3,200KVA）

エ 静止型電源設備 無停電負荷用（250KVA×2台 MSE）、非常照明用及び操作用

オ 自家発電設備 非常用（750KVA×2台 ディーゼルエンジン）

カ 避 雷 設 備 突針及び棟上げ導体

キ 弱 電 設 備 電気時計設備、拡声設備、テレビ共同受信設備及び表示設備

- ク 防 災 設 備 火災報知設備、非常放送設備、防火扉制御設備、ガス漏れ警報設備及び誘導灯設備
- ケ 構内配電線路 構内配電及び通信線路設備

(5) 工事対象建物規模

- ア 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階、塔屋1階
- イ 面積 建築面積 2,229㎡  
延べ床面積 13,488㎡

(6) 工 期 平成13年10月から平成15年12月25日まで

(7) 予 定 価 格 1,219,963,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する代表者1名と県内に本店を有する代表者以外の者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。
- ウ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 電気工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、電気工事に係るものを有すること。
- エ 平成13年7月6日 (金) から同月19日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における電気工事の総合評点が、1,100点以上であること。
- イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が2,000平方メートル以上の建物の電気工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - (ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の電気工事に従事した経験を有する者であること。
  - (イ) 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
  - (ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

## (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。

イ 電気工事について、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

## 3 技術資料等の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

## ア 交付期間及び時間

平成13年7月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで。

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当(鳥取県庁本庁舎2階)

## (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

## イ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当(電話番号0857-26-7014)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県警察本部庁舎新築（空調設備）工事

(2) 工 事 場 所 鳥取市東町一丁目

(3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、鳥取県警察本部庁舎新築工事の空調設備工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び植栽工事並びに各システム工事（通信指令システム、交通管制システム、情報管理システム等）と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

次に掲げる装置等を設置する。

ア 熱 源 装 備 ガス焚吸収式冷温水発生機及び空冷ヒートポンプチラー氷蓄熱ユニット

イ 空 調 設 備 各階ユニット単一ダクト（VAV併用）方式、空冷ヒートポンプパッケージ方式及び電算機用空冷冷専パッケージ

ウ 換 気 設 備 第1種換気（機械室等）及び第3種換気（便所等）

エ 排 煙 設 備 機械排煙（地下1階）

オ 自動制御設備 熱源機器台数制御、VAV制御及び地下駐車場CO<sub>2</sub>制御他

カ 中央監視装置 空調、衛生、電力、動力及び電灯

(5) 工事対象建物規模

ア 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階、塔屋1階

イ 面 積 建築面積 2,229m<sup>2</sup>  
延べ床面積 13,488m<sup>2</sup>

(6) 工 期 平成13年10月から平成15年12月25日まで

(7) 予 定 価 格 816,889,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者3名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、25パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成13年7月6日（金）から同月19日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数が、990点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

管工事について、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当(鳥取県庁本庁舎2階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当(電話番号0857-26-7014)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取県警察本部庁舎新築（衛生設備）工事
- (2) 工 事 場 所 鳥取市東町一丁目
- (3) 工 事 内 容

ア 本件工事は、鳥取県警察本部庁舎新築工事の衛生設備工事（鳥取県職員会館の解体に伴う既設機械設備の改修工事を含む。）を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、空調設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び植栽工事並びに各システム工事（通信指令システム、交通管制システム、情報管理システム等）と協調を図り実施する必要がある。

## (4) 工事の詳細

次に掲げる設備を設置する。

- ア 給 水 設 備 高置水槽方式（高置水槽（飲料水用6 m<sup>3</sup>及び雑用水用15 m<sup>3</sup>）及び受水槽（飲料水用15 m<sup>3</sup>及び雑用水用30 m<sup>3</sup>））
- イ 給 湯 設 備 局所式（電気・ガス・太陽熱利用設備）
- ウ 雨 水 利 用 設 備 屋外散水他
- エ 排 水 設 備 汚水・雑排水分流方式
- オ 消 火 設 備 屋内消火栓、連結送水管、連結散水及び新ガス・泡消火設備
- カ ガ ス 設 備 都市ガス

## (5) 工事対象建物規模

- ア 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階、塔屋1階
- イ 面 積 建築面積 2,229m<sup>2</sup>  
延べ床面積 13,488m<sup>2</sup>

(6) 工 期 平成13年10月から平成15年12月25日まで

(7) 予 定 価 格 293,748,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成13年7月6日（金）から同月19日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された管工事に係る総合点数が、990点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建物の管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の資格

管工事について、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者を主任技術者として専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成13年7月6日（金）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するもの

とする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課県庁舎整備担当（電話番号0857 - 26 - 7014）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(7)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道180号道路改良工事（古市トンネル）

(2) 工 事 場 所 米子市吉谷及び古市

(3) 工 事 内 容

本件工事は、一般国道180号のトンネル工事を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により行うものである。なお、掘削断面積は、おおむね109.1㎡である。

(4) 工事の規模・構造等

掘 削 工 法：NATM

トンネル延長：L = 167.0m

幅 員：W = 7.0 (11.0) m

断 面：上半径 R = 6.200m

下半径 R = 12.400m（3心円）

平 面 線 形：R =

縦 断 勾 配：i = 0.9%（終点側へ下り）

掘 削 方 向：終点側坑口より片押し施工

(5) 工 期 平成13年8月から平成15年3月20日まで

(6) 予 定 価 格 486,823,050円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、2名により自主的に結成されたものであり、うち代表者以外の者は県内に本店を有する者であること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 平成13年7月6日 (金) から同月19日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日 (日) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更正手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

### (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

イ 昭和61年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している延長100メートル以上のNATMによる道路トンネル工事 (以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績 (共同企業体に係る実績にあっては、代表者として施工したものに限る。)があること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 昭和61年度以降に同種工事を施工管理した実績を有するものであること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

### (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,090点以上であること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料等の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成13年7月6日(金)から同月19日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。